

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
当たとの翌日)

目 次

- ◇ 告 示
昭和四十三年十二月定例県議会で十二月二十一日議決された昭和四十三年度鳥取県一般会計補正予算等
家畜伝染病予防法による炭疽予防注射の実施
家畜伝染病予防法による肝てつ検査の実施
土地改良事業計画書の縦覧
土地改良区の定款の変更の認可
土地の立入りの通知
土地の用途廃止
- ◇ 選管告示
議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数
政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨
昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一
部改正
- ◇ 公安告示
地方職員共済組合役員の異動
- ◇ 雑 報
鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則中訂正

告 示

鳥取県告示第十四号

昭和四十三年十二月定例県議会で十二月二十一日議決された昭和四十三年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十三年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計補正予算及び昭和四十三年度鳥取県官病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十四年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和43年度鳥取県一般会計補正予算

昭和43年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185,466千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,326,690千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方 譲 与 税		千円 839,181	千円 32,432	千円 871,613
	1 地方道路譲与税	785,311	30,198	815,509
2 石油ガス譲与税		53,870	2,234	56,104

4	交通安全対策特別交付金	26,622	1,583	28,205	
		1 交通安全対策特別交付金	26,622	1,583	28,205
5	分担金及び負担金	505,764	7,600	513,364	
		2 負担金	312,755	7,600	320,355
6	使用料及び手数料	544,880	806	545,686	
		2 手数料	184,966	806	185,772
7	国庫支出金	10,181,423	14,818,101	196,241	
		1 国庫負担金	3,848,350	4,674	3,853,024
		2 国庫補助金	6,195,100	8,956	6,204,056
		3 委託金	137,973	1,188	139,161
8	財産収入	211,026	90,371	301,397	
		2 財産売却収入	183,697	90,371	274,068
9	寄附金	100,094	402	100,496	
		1 寄附金	100,094	402	100,496
11	繰越金	504,179	29,066	533,245	
		1 繰越金	504,179	29,066	533,245
12	諸収入	2,513,190	8,388	2,521,578	
		5 受託事業収入	171,606	6,082	177,688
		6 収益事業収入	7,500	2,000	9,500
		7 雑収入	72,943	306	73,249
	歳入合計	31,141,224	185,466,513	326,690	

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 議会費	1 議会費	148,575	90	148,665
	2 総務費	1,620,496	568	1,621,064
3 民生費	2 企画費	117,631	568	118,199
	1 社会福祉費	423,902	1,465	425,367
4 衛生費	2 児童福祉費	482,967	1,500	484,467
	1 公衆衛生費	1,299,396	34,633	1,334,029
5 保健所費	3 保健所費	346,373	153	346,526
	4 医薬費	288,402	33,130	321,532
6 農林水産業費	1 農業費	5,081,206	11,754	5,092,960
	2 畜産業費	407,402	795	408,197
	3 農地費	1,358,110	59	1,358,169
	4 林業費	1,117,267	291	1,117,558
	5 水産業費	405,324	10,000	415,324
7 商工費	1 商業費	887,331	0	887,331
	8 土木費	6,791,453	115,303	6,906,756
2 道路橋りょう費	1 土木管理費	131,745	1,536	133,281
	2 道路橋りょう費	3,708,634	105,541	3,814,175

歳 出

10 教 育 費	3 河川海岸費	1,723,898	3,960	1,727,858
	4 港 灣 費	387,846	1,400	389,246
	5 都市計画費	525,938	2,581	528,519
	6 住 宅 費	313,392	285	313,677
	1 教育総務費	8,460,620	3,722	8,464,342
	4 高等学校費	613,541	400	613,941
11 災 害 復 旧 費	4 高等学校費	2,503,347	1,378	2,504,725
	5 特殊学校費	210,235	484	210,719
	6 社会教育費	119,650	1,460	121,110
	1 農林水産施設災害復旧費	371,363	16,431	387,794
	2 土木施設災害復旧費	121,325	8,170	129,495
合 計	250,038	8,261	258,299	
合 計	31,141,224	185,466	31,326,690	

第2表 債務負担行為補正追加

事 項	期 間	限 度 額
昭和41年発生災害漁港復旧工事	昭和43年度から昭和44年度まで	6,859
昭和42年発生災害漁港復旧工事	昭和43年度から昭和44年度まで	5,250
昭和41年発生災害復旧耕地事業	昭和43年度から昭和44年度まで	3,000
昭和41年発生公共土木施設災害復旧工事	昭和43年度から昭和44年度まで	14,993
昭和42年発生公共土木施設災害復旧工事	昭和43年度から昭和44年度まで	21,869

昭和43年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計補正予算
 昭和43年度鳥取県の県立大山観光会館事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,002千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	1 使用料	1 雑 入	29,034	4,978	34,012
		2 雑 入	2,473	22	2,495
		合 計	29,034	4,978	34,012
3 諸 収 入	1 雑 入	1 雑 入	2,473	22	2,495
		合 計	2,473	22	2,495
		合 計	45,002	5,000	50,002

歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1 大山観光会館事業費	1 業費	1 業費	44,502	5,000	49,502
		合 計	44,502	5,000	49,502
合 計	合 計	合 計	45,002	5,000	50,002

昭和43年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和43年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和43年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	631,371千円	124,002千円	755,373千円
第1項 医業収益	547,622千円	124,002千円	671,624千円
		出	
第1款 病院事業費用	640,717千円	98,549千円	739,266千円
第1項 医業費用	595,868千円	98,549千円	694,417千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額40,348千円は当年度損益勘定留保資金40,348千円で補てんするものとする。)に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	246,038千円	4,000千円	250,038千円
第1項 建設改良費	55,814千円	4,000千円	59,814千円

(たな卸資産の購入限度額の補正)

第4条 予算第9条中「191,351千円」を「289,880千円」に改める。

鳥取県告示第十五号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、炭疽予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和四十四年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 炭疽予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日別表のとおり
- 五 注射の方法 炭疽第二予防液皮内接種

別表

実施期日	実施区域	実施場所
一月二十一日	日吉津村	日吉津検診場
"	"	海川"
"	"	富吉"
"	"	今吉"

鳥取県告示第十六号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の

規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ症予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後三月以内のもの分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 皮内反応及び虫卵検査

別表

実施期日	実施区域	実施場所
一月二十八日	倉吉市	徳方、田越、二軒屋検診場
二十九日	倉吉市	大河内、森、中野、倉吉市農協北谷支所
三十日	倉吉市	原、瀬戸、島
三十一日	倉吉市	大立、岡、服部、下福田、下米積
	三朝町	恩地、大柿、本泉、森
	倉吉市	栗尾、倉吉市農協西郷支所、福庭、清谷
	三朝町	坂本、片柴、吉田、横手
	倉吉市	大宮、西鴨、小鴨、福守

鳥取県告示第十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月十八日付で米子市下新印一〇〇番地種子精一

ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良(ほ場整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良(ほ場整備)事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十四年一月十五日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所 米子市役所、岸本町役場及び淀江町役場
- 四 異議の申立て 利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、湖東大浜土地改良区の定款の変更を昭和四十三年十二月二十三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条

第四項の規定により告示する。

昭和四十四年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 日本鉄道公団
- 二 事業の種類 一般有料道路（境水道橋）建設工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域 境港市昭和町、岬町及び市花町
- 四 立ち入ろうとする期間 昭和四十四年一月十四日から
昭和四十五年三月三十一日まで

鳥取県告示第二十号

建設省所管国有財産の土地は、昭和四十四年一月八日から用途廃止した。

昭和四十四年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
米子市富益町字米川四十	一四九・三〇	道路敷
〃	七〇九番地先まで	〃
〃	四、六七六番地先	水路敷

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和四十三年十二月二十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおり

であるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 七、六一四人
- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二六、八九八人
- 鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二四、二八六八人
- 米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二四、一七九八人
- 倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一一、〇七九八人
- 境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 七、三九八八人
- 岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、一八六八人
- 八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、六一八八人
- 気高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、四六四八人
- 東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五、八三三八人
- 西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一一、六六〇八人
- 日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 七、一九八八人

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十四年一月十四日
鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章
政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入 又は寄附の総額	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	総額	件数	総額		件数	総額	
清 風 会	円 0	0	円 0	0	円 0	円 0	0	円 0	43.12.24

4 主たる寄附者及び支出
 (イ) 寄附者 なし
 (ロ) 支出 なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年一月二十日から施行する。

昭和四十四年一月十四日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

4の項中

1 種類 政治資金規正法第12条の規定による報告書
 2 期間 昭和43年1月1日から昭和43年6月30日まで

「一般国道一八〇号線 米子市兼久四六〇番地地先から同市日原六三番地地先までの間」	四〇〇メートル	〃
「一般国道一八〇号線 米子市兼久四六〇番地地先から同市日原六三番地地先までの間」	四〇〇メートル	〃
「鳥取県立川町四丁目一四八番地の二地先から同市岩倉字植田四六二番の三地先までの間」	一、〇〇〇メートル	〃

改める。

雑 報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、役員の変更を次のとおり公告する。

昭和44年1月14日

地方職員共済組合理事長 藤 井 貞 夫

(退任)

理事長 藤 井 貞 夫
理事 胡 子 英 雄
" 九 山 康 和 男
" 小 川 本 晴 男
" 山 本 柄 栄 男
" 真 柄 栄 吉

(以上昭和43年11月30日付)

(就任)

理事長 藤 井 貞 夫
理事 胡 子 英 雄
" 白 根 山 康 和 男
" 丸 山 本 晴 男
" 山 本 柄 栄 吉
監 事 山 井 政 雄
" 荒 井 栄 吉
" 真 柄 栄 吉

(以上昭和43年12月1日付)

正 誤

鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則(昭和四十三年十二月鳥取
県教育委員会規則第十号) 中次の箇所誤りにあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正

三 上 「館長補佐」 「館長補佐」
主 幹 「主 幹」 「主 幹」
" 下 「館長補佐」 「館長補佐」

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】